

政令第十五号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十九条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の二中「記載し、審査請求人が、これに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。